

【論文】

裁判員裁判の10年 —青森県の裁判員裁判を中心に—

平野 潔

1. はじめに
2. 裁判員法の歴史
3. 裁判員制度10年間の運用状況
4. 裁判員裁判の課題と展望
5. おわりに

1. はじめに

2004年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、「裁判員法」と表記する）が成立して誕生した裁判員制度は、5年間の準備期間を経て2009年5月21日に施行された。そして、2019年5月21日に、制度施行10周年を迎えている⁽¹⁾。この10年間については「裁判員制度は、国民の理解と協力の下、幅広い国民参加を得て概ね順調に運営されてきたとあってよい」⁽²⁾とされ、「今日、日本の司法制度に溶け込み、定着したと言ってよいかと思えます」と評価されている⁽³⁾。

この10年間で、刑事裁判が大きく変化したと言われているが、裁判員裁判の法廷も大きく変化している。制度施行当時は、冒頭陳述からPowerPointが使われ、とりわけ検察官は出来るだけ裁判員のビジュアルに訴えようとかなり詳細な事実関係を書き込んだメモを示していた。証拠調べ手続きでも、論告でも、検察官からはPowerPointを使った説明がなされていた。しかし、最近では、証拠調べ手続きにおいてはPowerPointが使われているが、冒頭陳述では、A3で1枚に収まる程度のメモが提示されるだけで、PowerPointは使われなくなっている。また、論告においてもほとんど使われていない⁽⁴⁾。一方、弁護人を務める弁護士の活動は、個々のスタイルに委ねられてい

(1) 10年目を迎えて、法律専門誌では様々な企画が組まれた。例えば、「特集・裁判員制度10年」『刑事法ジャーナル』61号(2019年)50-73頁、「[特集]裁判員制度の未来」『法学セミナー』777号(2019年)11-43頁、「特集 裁判員制度 施行10年を迎えて」『法律のひろば』72巻7号(2019年)4-46頁、「特集 司法制度改革20年・裁判員制度10年 II 裁判員制度と刑事司法改革」『論究ジュリスト』31号(2019年)66-145頁など。

(2) 最高裁判所事務総局「裁判員制度10年の総括報告書」(2019年)24頁。

(3) 大澤裕＝岡慎一＝小池信太郎＝笹倉宏紀＝島田一＝西谷隆「座談会 裁判員制度10年—その成果と課題」『論究ジュリスト』31号(2019年)66頁〔大澤教授の発言〕。

(4) 石井壯治「裁判員制度10年—検察の立場から—」『刑事法ジャーナル』61号(2019年)63-4頁も参照。

た。証言台に立って、原稿を持たずに裁判官・裁判員にアイコンタクトをしながら弁論を行う弁護士もいる一方で、旧来の弁論要旨を読み上げるようなスタイルを維持している弁護士もいる。ただ、やはり組織的で個々の事件ごとの差がほとんどない検察官に比べると個人の考え方や技術の違いによって事件ごとにスタイルが異なってしまう、バラツキが出てしまっている⁽⁵⁾。裁判所もまた変化している。制度施行当初は、裁判所内にもピリピリした雰囲気が漂い、休廷中であっても傍聴席にはつねに裁判所の職員が目を光らせていて、携帯電話を出して見ている傍聴人がいれば、必ず注意をしていた。現在では、そこまで緊張感漂う雰囲気はなくなっている。傍聴席と言えば、青森県の1例目の事件では、連日1,000人近くの人たちが傍聴券を求めて列をなし、傍聴券の倍率は25倍ということもあったが、最近では、傍聴券が配布されることはほとんどなく、いつでも自由に傍聴ができる状態になっている。また、マスコミの報道も、1例目の際は地方紙では多くの紙面を割いて報道し、テレビのニュースなどでもトップニュースとして扱っていた。現在では、地方紙においても数段の記事であり、日によっては記事そのものがないこともある。これはテレビのニュースも同様である。制度そのものが10年という歳月の中で落ち着き、ある意味「定着」しているのかもしれない。

しかしながら、裁判員制度に関しては、まだまだ課題も多いとされている。そこで、本稿では、10年目を迎えた裁判員制度について、まず制度の議論が本格化した時点からの20年ほどを概観した上で、この10年を主として運用状況の上から振り返ってみる。その上で、裁判員制度の今後の課題について検討を加えてみたい。なお、本稿では、「裁判員経験者インタビュー」の結果も一部掲載しているので、その点についても触れておきたい。弘前大学では、2014年から、「裁判員経験者インタビュー」を実施している。これは、学生が質問項目を考えて、学生がインタビューを行うもので、これまで延べ15回ほど実施しているものである⁽⁶⁾。このインタビューの中で得られた裁判員経験者の声も踏まえながら、検討を加えていくこととする⁽⁷⁾。

(5) 平成30年の裁判員へのアンケート結果を見ても、検察官の法廷活動について、「話す内容がわかりにくかった」に「はい」と答えたのが6.0%、「話し方に問題があった」に「はい」答えたのは12.4%であったが(最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書」(http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h30-a-1.pdf) (2019年)24頁(最終アクセス日:2019年12月1日))、弁護人の法廷活動に関しては、「話す内容がわかりにくかった」に対して19.6%が、「話し方に問題があった」に対して24.1%が、それぞれ「はい」と答えている(同報告書30頁)。弁護士会を中心とした研修等の充実は必要であろう(田岡直博「裁判員制度施行10年を迎えて①—弁護士の立場から」『法律のひろば』72巻7号(2019年)17頁、飯考行=森岡かおり=A=高橋博信=花田弘介=澤田敦子「[座談会]裁判員裁判に関わって」『法学セミナー』777号(2019年)32頁〔森岡弁護士の発言〕なども参照)。

(6) 裁判員経験者インタビューを含む裁判員教育の取り組みに関しては、飯考行=平野潔=宮崎秀一「裁判員教育の構想—弘前大学における実践より」『21世紀教育フォーラム』6号(2011年)13頁以下、飯考行=平野潔=宮崎秀一「裁判員教育の検討」『法と教育』Vol.2(2012年)33頁以下、飯考行=平野潔=宮崎秀一「裁判員教育の試行」『21世紀教育フォーラム』7号(2012年)51頁以下、平野潔「裁判員教育の取り組み」飯考行=裁判員ラウンジ編著『あなたも明日は裁判員!?(2019年、日本評論社)183頁以下など参照。

(7) 裁判員経験者インタビューを受けてくださった方々については、どの事件を担当されたかだけを、ここでは

2. 裁判員法の歴史

(1) 裁判員法の成立

1999年に成立・公布された司法制度改革審議会設置法は、その2条1項に「所掌事務」が書かれている。すなわち、「審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」と書かれていたのである。この中にすでに「国民の司法制度への関与」が含まれていた。この時点で、国民の司法参加について検討することが求められていたのである。ただ、どの範囲の裁判に国民が参加するか、つまり国民が参加するのは果たして民事裁判なのか刑事裁判なのかは明確ではなかった。この法律によって設置された司法制度改革審議会は、この後約2年間で63回の会議を行った。その中で、2001年1月に行われた、司法制度改革審議会第43回会議のヒアリングの際、参考人として招かれた松尾浩也・東京大学名誉教授が「裁判員」という言葉を初めて使ったとされている⁽⁸⁾。

その後、司法制度改革審議会は、2001年6月に「司法制度改革審議会意見書」を内閣総理大臣に提出している。そこでは、「司法制度改革の三つの柱」として、「国民の期待に応える司法制度」「司法制度を支える法曹の在り方」「国民的基盤の確立」を挙げている⁽⁹⁾。これらのうち「国民的基盤の確立」の中で、「司法の国民的基盤を更に強固なものとして確立すべく、国民の司法参加を拡充するための方策を講じる」とした上で、「司法の中核をなす訴訟手続への新たな参加制度として、刑事訴訟事件の一部を対象に、広く一般の国民が、裁判官と共に、責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入する」として国民の刑事裁判への参加について明言したのである⁽¹⁰⁾。この意見書では、「裁判官と裁判員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び刑の量定を行うこととすべきである。裁判員は、評議において、裁判官と基本的に対等の権限を有し、審理の過程においては、証人等に対する質問権など適当な権限を有することとすべきである。」「裁判員の選任については、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とし、更に公平な裁判所による公正な裁判を確保できるような適切な仕組みを設けるべきである。裁判員は、具体的事件ごとに選任され、一つの事件を判決に至るまで担当することとすべきである。」「対象事件は、法定刑の重い重大犯罪とすべきである。」などとされており、現在の裁判員制度の原型ともいえるべき内容が示されている。

示すことにする。

⁽⁸⁾ 第43回司法制度改革審議会議事録 (<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/dai43/43gijiroku.html>) (最終アクセス日：2019年12月1日)。なお、松尾浩也「刑事訴訟における国民参加」『現代刑事法』27号(2001年)9-10頁も参照。

⁽⁹⁾ 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」(<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdf-dex.html>) (2001年)9頁(最終アクセス日：2019年12月1日)。

⁽¹⁰⁾ 司法制度改革審議会・前掲注(9)12頁。本制度の詳細については、同意見書102頁以下に記述がある。

司法制度改革審議会意見書を受けて、同年に司法制度改革推進法が成立した。その基本方針を定めた5条3号に「国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、国民が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与する制度の導入等を図ること。」が示されている。この法律を受けて、内閣に司法制度改革推進本部が設置され、その中の「裁判員制度・刑事検討会」で裁判員制度に関する議論が行われていった。そして、2004年5月21日に裁判員法が成立したのである。

(2)裁判員法の施行

5年間の準備期間を経て2009年5月21日に裁判員制度は施行された。裁判員裁判の対象になるのは、制度施行日以降に起訴された事件であった。その当日には全国で4件の対象事件が起訴されている⁽¹¹⁾。

そして、同年8月3日～6日に東京地裁において、第1号事件の公判が行われた⁽¹²⁾。事案は、被害者に対して、その左胸を2回、背中を1回、サバイバルナイフで突き刺すなどしたという殺人事件に関するものであった。裁判員を含む裁判体の判断は、懲役16年の求刑に対して懲役15年という非常に重いものであった。続いて、8月10日～12日は、さいたま地裁において全国2例目の裁判員裁判が行われている⁽¹³⁾。被告人は、駐車場において、被害者に対し、殺意をもって、持っていた洋出刃包丁でその左胸部等を2回突き刺すとともに、その頭部を2回切るなどしたが、被害者に全治約1か月間を要する傷害を負わせたにとどまったという殺人未遂事件である。

青森県内では、同年9月2日～4日に県内初の裁判員裁判が行われている⁽¹⁴⁾。事案は、青森県内のアパートに包丁を持って押し入り、現金1万4千円を奪った上、女性を姦淫したという住居侵入・強盗強姦事件であり、この他に、住居侵入・強盗強姦1件と住居侵入・窃盗1件、住居侵入・窃盗未遂1件が併合審理されている。この事件は、全国では3例目の裁判員裁判であり、しかも初の性犯罪を対象とするものであったため、注目度は高く、初日は傍聴券を求めて977人が列をなした⁽¹⁵⁾。判決は、検察官の求刑通りの懲役15年であり、性犯罪に対する裁判員の目の厳しさが際立ったものとなった。

その後、大きな注目を集めたのは、初の全面無罪判決と死刑判決であった。初の全面無罪判決は、「チョコレート缶事件」と言われている⁽¹⁶⁾。事案は、被告人が、共犯者と共謀の上、営利の目的で、覚せい剤を収納したチョコレート缶をポストンバッグに隠して航空機に積み込む

(11) 読売新聞2009年5月22日朝刊1面。

(12) 東京地判平21・8・6判タ1325号68頁。

(13) さいたま地判平21・8・12裁判所ウェブサイト。

(14) 青森地判平21・9・4判例集未登載。

(15) 東奥日報2009年9月2日夕刊3面。

(16) 千葉地判平22・6・22刑集66巻4号549頁。

などし、覚せい剤を日本へ輸入するとともに、税関職員の検査を受けた際、覚せい剤を携帯している事実を申告しないまま検査場を通過して輸入しようとしたが、同職員に発見されたため、これを遂げることができなかったというもので、本件チョコレート缶を本邦に持ち込む時点において、その缶の中に覚せい剤が入っていることを被告人が認識していたか否かが争点となった。第一審は、最終的には、被告人は覚せい剤の認識はなかったとして無罪を言い渡している。しかし、本判決は、控訴審において破棄された⁽¹⁷⁾。裁判員が参加した裁判に対して、検察官が控訴したのはこれが初めてであり、控訴審において無罪判決が破棄されるのも初めてである。さらにこの東京高裁判決は、上告審によって破棄されている⁽¹⁸⁾。最高裁は、「第1審において、直接主義・口頭主義の原則が採られ、争点に関する証人を直接調べ、その際の証言態度等も踏まえて供述の信用性が判断され、それらを総合して事実認定が行われることが予定されていることに鑑みると、控訴審における事実誤認の審査は、第1審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきものであって、刑訴法382条の事実誤認とは、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいうものと解するのが相当である。したがって、控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要であるというべきである。このことは、裁判員制度の導入を契機として、第1審において直接主義・口頭主義が徹底された状況においては、より強く妥当する」として、第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理でなければ、原則として第一審判決を尊重すべきであることを示した。裁判員制度施行後、最高裁が高裁判決を破棄して地裁判決を支持したのも初めてのことであった。

裁判員裁判初の死刑判決は、強盗殺人その他の事件である。事案は、被告人が、被害者2人を監禁して1人から計約1,340万円を奪った後、2人を電動ノコギリやナイフで殺害し、遺体を切断して海や山に遺棄したというものであった⁽¹⁹⁾。裁判員裁判で初の死刑判決を言い渡した後、裁判長は「あなたは法廷ではいかなる刑にも服すると述べているが、重大な結論ですから、裁判所としては控訴することを勧めます」と被告人に語り掛けている⁽²⁰⁾。

⁽¹⁷⁾ 東京高判平23・3・30刑集66巻4号559頁。

⁽¹⁸⁾ 最判平24・2・13刑集66巻4号482頁。

⁽¹⁹⁾ 横浜地判平22・11・16判例集未登載。本件被告人には、シンガポールなどから覚せい剤計約7.6kgを密輸したという覚せい剤取締法違反、関税法違反事件と、神奈川県警の留置施設で警察官に暴行し、軽傷を負わせたという公務執行妨害、傷害事件などの罪もあったが、区分審理が採用され、これらの罪については、この裁判に先立って部分判決が出されている。

なお、初の死刑求刑事件は、東京地判平22・11・1判例集未登載である。事案は、被告人が好意を寄せていた被害者方に侵入し、1階に居合わせた被害者の祖母の首などをナイフで刺して殺害した後、2階に上がって就寝中だった被害者の首などを刺し死亡させたというものである。判決は無期懲役で、検察官も被告人・弁護人も控訴せず、判決が確定している。

⁽²⁰⁾ 読売新聞2010年11月16日東京夕刊1面。なお、この後弁護人は控訴したものの、被告人が控訴を取り下げ、

(3)裁判員法改正

裁判員法附則9条には、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。」と規定されており、3年を目途に見直しをすることが求められていた。そこで、政府は、「裁判員制度に関する検討会」を2009年9月に発足させ、制度の見直しの検討を行った。

検討会では、18回の会議を重ね、「対象事件の範囲等」「裁判員等選任手続」「公判・公判前整理手続」「評議、評決」「被害者等に対する配慮のための措置」「上訴」「裁判員等の義務・負担に関わる措置等」などが議論された。その結果、公判審理の期間が極めて長期間に及ぶ事案の在り方、甚大な災害発生等の非常事態時における候補者の呼出しの在り方、選任手続における被害者等のプライバシー等の保護を通じたその負担への配慮の在り方について、肯定的な意見をまとめている⁽²¹⁾。

検討会の結果を受けて、2013年に、法務大臣が法制審議会に裁判員法の改正を諮問し、法制審議会では、刑事法（裁判員制度関係）部会を設置した。その後、法制審議会からの答申を踏まえて、2015年に裁判員法が改正された。具体的には、以下の4点に関する法改正が行われた。

- ①3条の2によって、審判期間が著しく長期または公判期日が著しく多数で、裁判員の選任等が困難な事案の場合には、裁判官のみで裁判ができるようになった。これは、俗に「100日裁判」と言われた事件⁽²²⁾をはじめ長期間にわたる裁判において、辞退者が多数に及んだことなどに対応するものである。
- ②裁判員法16条8号に「重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があること」という規定が追加され、辞退事由に重大な災害の被災者は辞退できることが明文化された。
- ③裁判員法27条の2が追加され、「著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは収集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住所を有する者については」、裁判所が呼出しをしないことができることとなった。②と③は、東日本大震災が発生した際の状況を踏まえたものである。
- ④33条の2に被害者特定事項の取扱いが追加された。この結果、裁判官、検察官、被告人、

死刑判決が確定している。

⁽²¹⁾ 裁判員制度に関する検討会「『裁判員制度に関する検討会』取りまとめ報告書」(<http://www.moj.go.jp/content/000112006.pdf>) (2013年) 30頁以下(最終アクセス日: 2019年12月1日)。

⁽²²⁾ さいたま地判平24・4・13裁判所ウェブサイト。公判期日の回数が36回、実審理期間が95日間、職務従事期間が100日であった。この時点では裁判員裁判で最長であったが、その後は、100日を超える裁判も見られ、現時点では、神戸地姫路支判平30・11・8判時 2406号89頁が、審理期間207日で最長となっている。

弁護人は裁判員候補者に、被害者特定事項を正当な理由なく明らかにしてはならないこととされ、また、裁判員候補者または裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならないことが明記された。

この改正法の附則においても、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする。」という規定が設けられており、これを受けて2019年、「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」が設置され、現在も検討が続けられている。

1999年の司法制度改革審議会設置法に示されていた「国民の司法制度への関与」は、2001年の「司法制度改革審議会意見書」の中で「裁判員制度」として結実した。そして、この意見書の中で示された骨格通りの制度が成立した。施行後は、様々な「初めて」を経験しながら、次第に制度として「定着」してきているのかもしれない。制度を運用していく中で生じてきた問題点の一部は、改正法によって解消された。しかし、長期間に渡る裁判を裁判官のみでできるように改正したにもかかわらず、どの程度の期間であれば裁判員を外せるのかの基準が示されなかったため、結局この規定は使われないままであるなど⁽²³⁾、問題点が積み残されたままのものもある。現在行われている「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」に関しても、注意深く議論の状況を見ていく必要があるように思われる。

このような経緯で現在に至った裁判員制度であるが、この10年間、実際にはどのように運用されてきたのであろうか。次章においては、運用状況を見てみたい。

3. 裁判員制度10年間の運用状況

本章では、裁判員制度が施行されて以降10年の間に、どのような事件について（終局人員）、どのくらいの人が（裁判員）、どのような判断をしてきたのか（判決）について、振り返ってみたい。ここでは、全国の運用状況に加えて筆者が傍聴などを通じて得た青森県の運用状況も示し、可能な限り比較を試みていく。

(1)終局人員

①総数

裁判員裁判の終局人員数は、2019年9月末時点で、12,506人となっている⁽²⁴⁾。青森県内

⁽²³⁾ 福田隆行「教えて裁判員制度！」大城聡＝坂上暢幸＝福田隆行「あなたが変わる裁判員制度—市民からみた司法参加の現在」(2019年、同時代社)100頁。

⁽²⁴⁾ 裁判所 HP「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和元年9月末・速報）」(http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_9_saibaninsokuhou.pdf) (2019年) 1頁(最終アクセス日：2019年12月1日)。

では、2019年11月30日現在で、103人に対して判決の言い渡しが行なわれている⁽²⁵⁾。

終局人員の推移を見ると⁽²⁶⁾、2010年から2012年の3年間は、年間1,500人台で推移していたが、2013年以降は年々減少し、2017年には1,000人を割り込んでいる。その後、2018年には再び1,000人を超えているが、全体的には2011年をピークとして減少傾向にあると言える⁽²⁷⁾。とくに2013年は前年比100人減、2014年は前年比200人減と大幅な減少をしている。

青森県内では、2010年から2013年までの4年間は10人以上であり、とくに2013年は19人となっているが、それ以降は減少し、2017年には1年間で3人というところまで減っている。全国的な傾向と比較した場合、ピークが1年ずれて2013年となっているものの、減少傾向にある点は同様である。しかし、最大の年を1とした時、最小の年は全国では36.7%減となっているのに対して、青森県は84.2%減となっており、減少率はかなり大きいと言えることができる。

②罪名別

罪名別の終局人員に関しては、2019年9月末現在で、全国では、殺人が最も多く2,864人(総数に占める割合は22.9%。以下同様である)、以下、強盗致傷2,657人(21.2%)、傷害致死1,217人(9.7%)、現住建造物等放火1,195人(9.6%)、覚せい剤取締法1,028人(8.1%)となっている⁽²⁸⁾。

これに対して、青森県では、2019年11月末時点で最も多いのは殺人で29人(28.2%)であり、2番目に多いのが強盗致傷で22人(21.3%)、以下、現住建造物等放火20人(19.4%)、強制的性交等致傷(強姦致傷を含む)10人(9.7%)、傷害致死8人(7.7%)となっている。

全国と青森県を比較にした場合、殺人が一番多く、その次に強盗致傷という順番は同じであり、殺人の割合はやや高いが、強盗致傷の割合はほぼ全国と同様であった。他方で、現住建造物等放火と強制的性交等致傷に関しては、全国と比較してもその割合は大きい。

(2)裁判員

①総数

裁判員は、裁判員法13条により、衆議院議員の選挙権を有する者の中から選任されることになっている⁽²⁹⁾。そして、14条以下に、欠格事由、就業禁止事由、辞退事由、事件に関

⁽²⁵⁾ 裁判員裁判の実施件数としては、97件である。

⁽²⁶⁾ 制度施行初年である2009年は、8月～12月の4か月間の数字となるため、ここでは検討対象からは外している。

⁽²⁷⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)30頁図表4参照。

⁽²⁸⁾ 裁判所HP・前掲注(24)4頁。

⁽²⁹⁾ なお、2016年6月19日に施行された公職選挙法9条1項は、「日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」と定めている。これにより選挙権はこれまでの20歳から18歳に引き下げられることとなった。しかし、その附則10条は、「年齢満18年以上満20年未満の者については、当分の

連する不適格事由などが定められている。これらの事由に該当しない者の中から抽選で裁判員が選任されることになる。

裁判員に選任された人の数は、2019年9月末現在で70,526人、補充裁判員に選任された人の数は、23,957人で、合計では、94,483人が裁判員を経験している⁽³⁰⁾。

青森県では、2019年11月末時点で裁判員に選任された人が582人、補充裁判員に選任された人が197人おり、合計で779人が裁判員・補充裁判員となっている。

②性別

裁判員に選任された人の男女比であるが、全国では、合計で男性が55.1%、女性が43.4%、不明が1.6%で男性の割合が若干多いが、大きな偏りはない結果になっている。男性が49.4%、女性が49.3%、不明が1.3%であった平成27年の国勢調査と比較しても、大きな偏りがないことが分かる⁽³¹⁾。

青森県では、裁判員に選任された男性が323人（55.5%）、女性が259人（44.5%）となっている。ほぼ全国の男女比と同様で、やや男性が多いが大きな偏りはない。また、補充裁判員に選任された男性は96人（48.7%）、女性が101人（51.3%）であり、裁判員と補充裁判員の合計では、男性が419人（53.8%）、女性が360人（46.2%）となっている。青森県の場合、裁判員については男性がやや多く、反対に、補充裁判員に関しては女性がやや多くなっているが、全体として大きな偏りはないことが分かる。

合計の男女比は、全国でも、青森県でも大きな偏りがないことが分かったが、個々の事件を見た場合、公平な抽選である以上、偏りが見られるのは当然である。青森県内でも、42例目の強制わいせつ致傷他の事件⁽³²⁾、71例目の殺人他の事件⁽³³⁾では、裁判員6人すべてが男性であり、反対に75例目の現住建造物等放火事件⁽³⁴⁾では、裁判員6人全員が女性であった。また、男性が5人で女性が1人というケースは18回、反対に女性が5人で男性が1人というケースは8回であった。裁判員が男女いずれか一方で占められるケースと、割合が5対1となっているケースを合わせると29例であり、青森県内で行われた98例の裁判員裁判のうち29.6%がこのようなケースとなる。約3分の1は大きな偏りが見られるのである。

間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第15条第1項各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。」としており、当分の間は裁判員法15条1項の就業禁止事由とみなすことによって、これまで通り20歳以上の者のみが裁判員候補者になり得るものとしている。

⁽³⁰⁾ 裁判所 HP・前掲注(24) 4頁。

⁽³¹⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2) 34頁図表8参照。

⁽³²⁾ 青森地判平24・11・29判例集未掲載。

⁽³³⁾ 青森地判平27・2・10判例集未掲載。

⁽³⁴⁾ 青森地判平27・12・25判例集未掲載。

③年代別

年代別に裁判員を見た場合、これまでの合計でもっとも多いのは40代の23.8%であり、ついで30代の20.6%、50代の19.7%、60代の18.5%、20代の13.6%となっており、辞退が可能な70歳以上は2.1%であった。これを2015年の国勢調査の結果と比較すると、もっとも多い年代が40代である点は同じであるが、裁判員では次が30代であるのに対して、国勢調査では60代となっている。60代は、国勢調査では21.9%であるが、裁判員に関しては18.5%であり、やや少ないということが出来る。他の年代に関しては国勢調査の結果と大きな違いはない⁽³⁵⁾。

青森県内の裁判員の人数は筆者が傍聴して集計したものであるため、年代別に関しては不明である。

④職業別

職業別では、合計で圧倒的に多いのがお勤めの56.3%であり、次いでパート・アルバイト等が15.4%、専業主婦・専業主夫が9.3%、無職が7.1%、自営・自由業が6.9%となっている。これに対して、2015年度の国勢調査では、お勤めに対応する正規職員・派遣社員・役員が42.2%、パート・アルバイト・その他が17.2%、専業主婦・専業主夫に対応する家事が13.0%、自営業者等が7.2%、無職に対応する完全失業者が3.1%となっている。お勤めの割合が、国勢調査に比べて裁判員の方がかなり大きい点が特徴的である。なお、裁判員法16条3号により辞退することができる学生に関しては、国勢調査においてこれに対応する通学が2.0%であるのに対して、0.8%に止まっている⁽³⁶⁾。

(3)判決

①総数

全国では、2019年9月末までに、12,506人に対して判決が言い渡されている。このうち有罪判決が12,141人、無罪判決は108人で、家裁への移送が12人である。有罪判決に関しては、死刑が37人、無期懲役は234人で、有期懲役は11,858人、有期禁錮が5人、罰金が6人、刑の免除が1人となっている⁽³⁷⁾。

青森県内では、これまで103人に対して判決の言い渡しが行われているが、無罪は1人のみで102人に対しては有罪判決が言い渡されている。少年事件の裁判員裁判は92例目の1件のみで、事案は、青森県内の学校敷地内で、県内に住む女子高生の顔面を殴り、手で首を絞めるなどの暴行を加えた上、「騒いだら殺すから」などと脅迫してわいせつな行為をし、顔

⁽³⁵⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)33頁図表7参照。

⁽³⁶⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)32頁図表6参照。

⁽³⁷⁾ 裁判所HP・前掲注(24)4頁。

面打撲など全治約1週間のケガを負わせたというもので、刑事処分か保護処分かが争われたが、刑事処分が相当とされ、不定期刑が言い渡されている⁽³⁸⁾。

量刑に関しては、「殺人既遂についてはピークが『13年以下』から『15年以下』にシフトし、強姦性交等致死傷（強姦致死傷）については、ピークは『7年以下』で変わらないが、より重い刑の割合が多くなっている。また、現住建造物等放火については、執行猶予の割合がより増加している」というように、「量刑傾向は動き続けており、さらに、裁判官裁判時代と比べると、軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることもうかがわれる」とされている⁽³⁹⁾。青森県内においても、もちろん個々の事案ごとの特徴があるため単純比較はできないが、例えば殺人既遂罪に関して、最長で懲役26年ものもあるが⁽⁴⁰⁾、執行猶予が付いた判決も言い渡されている⁽⁴¹⁾。一方で、強姦性交等致死傷（強姦致死傷）や強制わいせつ致傷などの性犯罪に関しては制度施行3年の検証で、殺人未遂などととも「実刑のうち最も多い人数の刑期が、重い方向へシフトしている」⁽⁴²⁾とされていたが、この傾向はずっと続いている。青森県内においても、性犯罪の量刑は非常に重いものとなっている⁽⁴³⁾。具体的には、これまで性犯罪に関しては、17件の裁判員裁判が行われているが、そのうち5件が求刑通りの判決を受けており、様々な条件が付いてではあるが、懲役21年という長期の判決も見られる。重い方向にシフトしたものが固定化されつつあるように思われる。

②死刑・無期懲役

2019年9月末までに裁判員裁判で死刑の言渡しを受けたのは、全国で37人である。罪名は、殺人が17人、強盗致死（強盗殺人）が20人となっている。また、無期懲役は234人で、強盗致死（強盗殺人）が143人でもっとも多く、次いで殺人が77人であり、この両方で無期懲

⁽³⁸⁾ 青森地判平31・3・5判例集未登載。

⁽³⁹⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)17頁。なお、具体的な罪名別の量刑分布の比較については、同報告書49-56頁の図表も参照。

⁽⁴⁰⁾ 青森地判平24・11・22判例集未登載。本件は、41例目の裁判員裁判であり弘前市内の被害者方に侵入し、被害者に対しクロスボウで腹部の1カ所に矢を撃ち込み、バールで頭部などを複数回殴った上、頭部にプラスチック製の米袋をかぶせ、首を犬用の引き綱で縛って絞め付けるなどして窒息死させ、その後、居間床下に遺体を隠したというもので、犯人性が争われた事案である。

⁽⁴¹⁾ 青森地判平29・3・7判例集未登載。本件は、青森84例目の裁判であり、十和田市の自宅で、殺意を持って被害者である夫の首にパソコン用ケーブルを巻いて締め付け、被害者を頸部圧迫による窒息で死亡させたというものである。争点は責任能力であったが、青森地裁は、完全責任能力を認めた。しかしながら、介護疲れによる殺人に類似するようなケースであったこともあって、懲役3年執行猶予5年の判決を言い渡している。

⁽⁴²⁾ 最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」(http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_hf/hyousi_honbun.pdf) (2012年)23頁(最終アクセス日:2019年12月1日)。

⁽⁴³⁾ この点につき、制度施行3年目の段階で検討を加えたものとして、平野潔「性犯罪と裁判員裁判」『人文社会論叢(社会科学篇)』28号(2012年)79頁以下参照。

役の約95%を占めている。

これまでのところ、青森県内においては、死刑が求刑された事件はなく、死刑判決は出ていない。青森県内において宣告された刑のうちもっとも重いものは、14例目の強盗殺人事件における無期懲役である⁽⁴⁴⁾。無期懲役もこの1件のみである。事案は、青森市内の無職女性方を訪れ、「金、金、金」などと言いながら室内に押し入り、被害者の首をスカーフのようなもので絞めて殺害し、ショルダーバッグや現金などを奪ったというもので、強盗殺人か殺人と窃盗かという罪名も争われたが、結果的には強盗殺人が認定され、無期懲役の判決が言い渡されている⁽⁴⁵⁾。

③有期懲役・執行猶予

全国では、2019年9月末までに言い渡された有期懲役11,858人のうち、全部執行猶予が付されたのは2,120人である⁽⁴⁶⁾。有期懲役中執行猶予が付された割合は17.8%となっている。このうち、保護観察付の執行猶予となった者は1,130人であり、全部執行猶予中で保護観察に付された割合は53.3%である⁽⁴⁷⁾。この割合は、制度施行当初から、裁判官裁判に比較して高いと言われている。執行猶予中保護観察に付された割合は、殺人、傷害致死など8つの罪名の比較ではあるが⁽⁴⁸⁾、2008年～2012年3月末の裁判官のみによる裁判では35.0%なのに対して、ほぼ同時期である制度施行～2012年5月末の裁判員裁判では55.7%となっている⁽⁴⁹⁾。明らかに、裁判官裁判と裁判員裁判で差があることが分かる。

青森県内では、有期懲役の言渡しを受けた者のうち、実刑となったのが84人、全部執行猶予の判決を受けたのが16人となっている。有期懲役中執行猶予の言渡しを受けたのは16.0%であり、ほぼ全国的な水準であると言え得る。全部執行猶予中で保護観察に付された割合は56.3%となっており、この数値もほぼ全国的な水準である。

全国的に見た場合、全部執行猶予中保護観察に付された割合は、裁判員裁判が始まった当初からほぼ一貫して同じである。前述した殺人、傷害致死などの8つの罪に関する比較では、

⁽⁴⁴⁾ 青森地判平22・11・22判例集未登載。

⁽⁴⁵⁾ なお、41例目の殺人事件においても無期懲役が求刑されている(前掲青森地判平24・11・22)。検察官側は、土地境界線を巡る争いが動機となっており、財産上の利益を得ようとした利欲的な犯行であることを強調して無期懲役を求刑したが、裁判所は「被告人の犯した罪に見合った刑としてみれば、無期懲役ではなく、有期懲役刑にとどめるべき」として懲役26年を言い渡している。

⁽⁴⁶⁾ 2016年6月から、一部執行猶予制度が始まっているが、ここでの執行猶予には一部執行猶予を含まずに検討している。

⁽⁴⁷⁾ 裁判所 HP・前掲注(24)4頁。

⁽⁴⁸⁾ 殺人既遂、殺人未遂、傷害致死、(準)強姦致死傷・(準)強制性交等致死傷、(準)強制わいせつ致死傷、強盗致死傷、現住建造物等放火既遂、覚せい剤取締法違反の8つの罪である(最高裁判所事務総局・前掲注(2)57頁図表24)。

⁽⁴⁹⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)57頁図表24参照。

制度施行～2012年5月末が55.7%、2012年6月～2018年12月末が55.3%とほぼ同水準で推移している。

これに対して、青森県の裁判員裁判は若干特殊である。制度施行～2012年5月末の35件中執行猶予が付された判決は3件（3人）であり、そのすべてに保護観察が付けられている。これに対して、2012年6月～2018年12月末では55件中執行猶予付きの判決は11件であり、そのうち6件（6人）に保護観察が付されている⁽⁵⁰⁾。最初の3年が100%であるのに対して、それ以降は54.5%となっている。また、試みに、2009年～2014年と2015年～2019年11月末と前半の5年、後半の5年で分けてみると、前半の5年は執行猶予判決9件のうち7件に保護観察が付されており、保護観察に付された割合は77.8%であるのに対して、後半の5年は執行猶予判決が7件あるが、保護観察に付されたのは2件であり、その割合は28.6%である。明らかに裁判員裁判の初期の段階では保護観察付執行猶予判決が多かったが、徐々に減少傾向にあることが分かる。

④無罪

前述したように、全国の裁判員裁判で無罪の判決言い渡しがなされたのは108人に対してであり、無罪率は0.86%である。罪名別で見ると、覚せい剤取締法違反が42人であり、続いて傷害致死の21人、殺人の19人、強盗致傷の10人となっている。裁判員制度施行後初の無罪判決となった前掲千葉地判平22・6・22もそうであったが、覚せい剤取締法違反に関しては、無罪判決が比較的多く見られる。

青森県内においては、2019年11月末までに判決が言い渡された103人のうち、無罪の判決を受けたのは91例目の1人のみである⁽⁵¹⁾。事案は、八戸市のアパートの外階段の下で、アパートの外にあったポリタンク入りのガソリンのような油類をタオルに染み込ませ、タオルに点火してポリタンクに入った油類に火を放ち、アパートの外壁の柱などに燃え移らせ、約31.51㎡を焼損させたという現住建造物等放火事案である。裁判所は、①情況証拠によって認められる間接事実だけでは、被告人が放火したと認めることはできない、②被告人の捜査段階の本件犯行を認める供述は信用性が高いとは言えないとして、無罪の言渡しをしている⁽⁵²⁾。1例のみであるため参考としての価値は乏しいが、無罪率は0.97%である。

⁽⁵⁰⁾ 殺人、傷害致死など8つの罪名に絞っている訳ではないため、単純比較をすることはできない。

⁽⁵¹⁾ 青森地判平31・1・7(Westlaw Japan 文献番号 2019WLJPCA01076001)。

⁽⁵²⁾ 本件は、検察官から控訴がなされている。控訴審では、検察官側の証人が採用されて新たに証人尋問が行われ、2019年9月26日に結審した。判決言い渡しは同年12月3日の予定である(デーリー東北2019年9月27日朝刊21面参照)。

⑤上訴

全国的には、裁判員裁判の終局人員12,506人中、4,464人が控訴をしている⁽⁵³⁾。控訴率は、36.4%である。これに対して、青森県内では、控訴をしたか否かが不明な3人を除く100人中控訴をしたのは34人であり、控訴率は34.0%となっている。全国とほぼ同水準であると言える。

控訴の結果であるが、全国的には、破棄率は上昇している。控訴審の終局が制度施行～2012年5月末の804人のうち第一審の裁判員裁判判決が破棄されたのは53人であり、破棄率は6.6%であった。これに対して、2012年6月～2018年12月末の2,250人のうち第一審の裁判員裁判判決が破棄されたのは246人であり、破棄率は10.9%であった。しかしながら、控訴審の終局が2006年～2008年の控訴終局人員2,455人について、第一審の裁判員裁判の判決は破棄されたのは431人であり、破棄率は17.6%であったことと比較すると、相対的には破棄率は低くなっていると言え得る⁽⁵⁴⁾。このことは、前述したように、前掲最判平24・2・13が「控訴審における事実誤認の審査は、第1審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきものであり、「このことは、裁判員制度の導入を契機として、第1審において直接主義・口頭主義が徹底された状況においては、より強く妥当する」と示したことが大きく影響しているように思われる。

青森県内では、控訴された34人のうち、4人が取り下げをしており、控訴審が終局したのは30人である。このうち、3人について第一審の裁判員裁判判決が破棄されている。破棄率は10.0%である。この数字も、全国とほぼ同程度である。3人の破棄理由は、判決後の情状の変化による量刑不当である。例えば、青森市内の自宅2階の自室で、ライターを使い毛布に火をつけ、天井など約19㎡を焼損したとして、第一審では懲役1年6月の判決を受けた8例目の事件⁽⁵⁵⁾の控訴審判決は、以下のように述べている。すなわち、第一審の判断は「その言渡しの時点においては相当として是認でき、これが重過ぎて不当であるとは認められない」とした上で、「現時点においては、被告人に対して保護観察に付した上で社会内において更生する機会を与えるのを相当とする」として、原判決を破棄して、懲役2年保護観察付執行猶予5年の判決を言い渡している⁽⁵⁶⁾。

なお、上告に関して、青森県内では、4人が控訴棄却後上告をしており、そのうち1人が取り下げたため、上訴終局人員は3人である。いずれも上告を棄却されている⁽⁵⁷⁾。

⁽⁵³⁾ 裁判所 HP・前掲注(24)4頁。

⁽⁵⁴⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)60頁図表27参照。ただし、現住建造物等放火、通貨偽造など15罪名のものに限っての統計データである。

⁽⁵⁵⁾ 青森地判平22・7・15判例集未掲載。

⁽⁵⁶⁾ 仙台高判平22・12・22判例集未掲載。

⁽⁵⁷⁾ 上告に関する10年目の資料は見つけることができなかった。制度施行3年目のデータについては、最高裁判

(4)全国的な傾向と青森県の特殊性

まず、終局人員、つまり裁判員裁判対象事件の件数であるが、裁判員制度が施行されて3年ほどは数も多く、この傾向は青森県においても同様であった。しかし、それ以降は、急激に減少している。元々、制度施行前も裁判員裁判対象事件数は大幅に減少しており、青森県においても年間20人前後と考えられていたため⁽⁵⁸⁾、制度施行初期の件数は予想されていた件数に近いものがあつたように思われる。しかしながら、とくに青森県のここ数年の減少は若干急激すぎるように感じる。年々犯罪は減少していると言われているが、それにしてもそこまで極端に減少しているとは思えない。青森県内に限ってではあるが、逮捕時に裁判員裁判の対象となる罪名であつたものが、起訴の段階で変更になっているケースも散見されるため⁽⁵⁹⁾、検察官があるいは起訴について若干慎重になっているのかもしれない。また、罪名に関しては、現住建造物等放火の割合の多さを見逃す訳にはいかない。しかも、その多くは精神疾患等が関係しているのである。例えば、5例目の裁判員裁判⁽⁶⁰⁾は、被告人が統合失調症であつたし、7例目の裁判員裁判（前掲青森地判平22・7・15）や90例目の裁判員裁判⁽⁶¹⁾は知的障害が関係している。青森県で現住建造物等放火が多く、そしてその被告人の多くが精神疾患等を抱えていること理由は判然としないが、一つの傾向として指摘ができるように思われる。

次に裁判員の選任状況であるが、全国的な傾向と青森県の傾向で大きな差はなかつた。国勢調査の結果と比較しても大きな違いはなく、「裁判員の構成は概ね『国民の縮図』となっている」⁽⁶²⁾と言えるであろう。ただ、この「国民の縮図」ということの意味は、全体的に見て参加者に偏りがなく、司法に参加する機会を与えられ、かつその責任を負うべきであるから、裁判員の選任については、広く国民一般の間から公平に選任が行われるよう、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とすべきである。その上で、裁判員として事件を担当するにふさわしい者を選任するため、公平な裁判所による公正な裁判を確保できるような適切な仕

所事務総局・前掲注(42)116-7頁に記載がある。

⁽⁵⁸⁾ 法務省法務総合研究所編『平成21年版 犯罪白書』（2009年、太平印刷社）によれば、裁判員裁判対象事件の通常第一審終局人員は、平成16年が3,308人で、それ以降は徐々に減少し、平成20年は2,208人になっている（同書191頁）。これに対して、青森県の平成20年の人員は18人であつた（同書192頁）。

⁽⁵⁹⁾ 例えば、夫の胸を刃体の長さ20cmの包丁で複数回刺し、刺し傷が肺に達するなど約2週間の加療を必要とするケガを負わせた事案について、当初は殺人未遂で逮捕されていたが、起訴の時点では傷害に罪名が切り替わっている。罪名の変更は「証拠を総合的に判断した結果」とされている（東奥日報2019年1月14日朝刊19面、東奥日報2019年2月2日朝刊28面など参照。なお、本件に関しては、被告人に懲役2年執行猶予3年の判決が言い渡され、確定している）。もちろん、証拠を実際に見ている訳ではないため、あくまで可能性があるという程度である。

⁽⁶⁰⁾ 青森地判平22・5・20判例集未登載。

⁽⁶¹⁾ 青森地判平30・11・5（Westlaw Japan 文献番号 2018WJLJPCA11056005）。なお、本件の被告人に関しては、毎日新聞2019年8月12日朝刊1面、25面も参照。

⁽⁶²⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)2頁。

組み（欠格・除斥事由や忌避制度等）を設けるべきである」⁽⁶³⁾とされており、性別、年代別、職業別などの構成は考えられてこなかった。公平な裁判所を実現するために無作為抽出を行っているのであるが、裁判結果についての公平性を担保するためにどのような構成をすべきかを検討してみてもいいのではないだろうか。

最後に判決であるが、この点も、全国的な傾向と青森県の傾向とで大きな違いはなかった。ただ、裁判員裁判においては、殺人事件に関しては、情状の違いにより判決に大きな違いが出ていること、性犯罪に関しては制度施行当初から厳罰化が進んでおり、それが固定化していることが、これまでの裁判官のみにより裁判とは一線を画すものとなっている。この傾向は青森県においても同様である。

4. 裁判員裁判の課題と展望

これまでの運用状況を踏まえた上で、現在の裁判員制度の課題とそれに対する対応策について検討していきたい。

(1) 辞退率上昇・出席率低下

制度施行3年後にまとめられた報告書においても、「未だ短期間ではあるが、この間ですでに辞退率の上昇、出席率の低下という傾向が現れてきている。辞退率の上昇は、現在の事件数のもとで、書面審査による辞退の判断を柔軟な基準により行うという面が現れているということも考えられる。一方、出席率の低下は、現状ではさほど深刻なものではないとはいえ、この制度に対する国民の意識の端的な反映ともみられるものであり、今後の動向を注視して、対策を講じていく必要がある」⁽⁶⁴⁾と指摘されていた辞退率・出席率であるが、その後も改善は見られない。制度施行当初は83.9%であった出席率は、年々減少し、2017年には63.9%にまで落ち込んでいる。2018年は若干改善が見られるが、制度施行当初に比較すると15%以上減少している。辞退率も同様で、制度施行当初の2009年は53.1%であったものが年々増加し、2018年には67.0%になっている。

2017年に外部の業者に依頼した報告書によれば、①審理予定日数の増加傾向、②雇用情勢の変化、③高齢化の進展、④裁判員裁判に対する国民の関心の低下、⑤名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇が辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性があるとされている⁽⁶⁵⁾。この分析を踏まえた上で、10年の総括報告書では、「選任手続期日に十分な裁判員候補

⁽⁶³⁾ 司法制度改革審議会・前掲注(9)105頁。

⁽⁶⁴⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(42)8頁。

⁽⁶⁵⁾ NTTデータ経営研究所「裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務報告書」(2017年)(http://www.saibanin.courts.go.jp/12/17_05_22_bunsekigyomu.html) (最終アクセス日：2019年12月1日)77頁以下。

者の出席が得られず裁判員が確保できないなど、これまで裁判員の選任に具体的な支障が生じた例はなく、現実に選任された裁判員の構成は概ね『国民の縮図』となっている。また、後記のとおり、裁判員候補者の不足に備えて裁判員候補者名簿記載者数を多めに設定したり、名簿記載者のうち具体的事件の裁判員候補者として選定された者の割合（名簿使用率）が大きく上下したりする傾向も見られないことをも考慮すると、現在の辞退率は、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすレベルには至っていないといえよう」としている。「今後も必要な取組を実施しつつ、選任手続の運用状況と共に動向を注視していく必要がある」としながら、出席率・辞退率に関しては、比較的楽観的な立場を採っているようである⁽⁶⁶⁾。

しかしながら、「制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすレベルに至っていない」とは言え、この状態が続くようであれば、長期的には影響が出ないとも限らない。とりわけ④裁判員裁判に対する国民の関心の低下に関しては、そもそもが国民がこの制度の基盤をなすものである以上、看過することはできない。

これに対する方策としては、2つの方向で考える必要がある。1つは、将来裁判員になる可能性がある小中高生に対するアプローチであり、もう1つは、社会人に対するアプローチである。

まず小中高生に対するアプローチでは、いわゆる法教育の中で裁判員制度に関する理解を深め、関心を引き出すことが考えられる。制度開始当初は、模擬裁判を授業に活用する実践例が見られたが⁽⁶⁷⁾、近時では徐々に少なくなっている⁽⁶⁸⁾。ただ、2022年度から高等学校の公民科においては「公共」という科目が置かれることとなっているが、公民科の内容の取扱いの中では「『司法参加の意義』については、裁判員制度についても扱うこと」⁽⁶⁹⁾とされており、その解説では「その際、例えば、模擬裁判など、司法の手続きを模擬的に体験することにより、裁判や法律家が果たす役割、適正な手続き、証拠や論拠に基づき公平・公正に判断することについて多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすることが考えられる。また、国民が、主権者として、司法に関心をもち、積極的に参画する責任について自覚をもつことができるよ

⁽⁶⁶⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)4頁。

⁽⁶⁷⁾ 向井浩二「模擬裁判を題材とした法教育」大村敦志＝土井真一編著『法教育のめざすもの』(2009年、商事法務)257頁以下、藤井剛「模擬裁判実施による生徒の変化」『法と教育』vol.2(2011年)49頁以下、井門正美(三浦広久法的事項監修)『役割体験学習論に基づく法教育』(2011年、現代人文社)など。

⁽⁶⁸⁾ 2019年11月3日に弘前大学で開催された「シンポジウム 青森県の裁判員裁判—これまでの10年間を振り返る」において、宮崎秀一教授(北里大学教職課程)は、青森県内の公民科を担当する高校教員に対するアンケート結果を報告し、その中で模擬裁判・模擬評議などの実施はごく一部にとどまっていると指摘している。

⁽⁶⁹⁾ 文部科学省『高等学校学習指導要領(平成30年告示)』(2018年)83頁。なお、中学公民分野の内容にも「『法に基づく公正な裁判の保障』に関連させて、裁判員制度についても触れること」と記載されている(文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)』(2017年)62頁)。さらに、文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編』(2017年)156頁も参照。

うにすることが大切である」⁽⁷⁰⁾として、模擬裁判の実施が例示されている。模擬裁判・模擬評議の実施は、裁判員裁判をより身近に感じられる手法であると同時に、裁判員裁判の「予行演習」的な要素も含まれており、将来裁判員に選出された際に、幾分かでも不安を取り除く作用があるように思われる。もちろん、高校の授業は学習範囲が多いため、模擬裁判・模擬評議に多くの時間を割くことができないであろうが、少なくとも「公共」の学習指導要領で具体的な言及がされたことは、大きな意味を持つであろう。

もう一つのアプローチは、現在裁判員になる可能性がある社会人等である。この世代に対しては学校教育における法教育を活用することはできない。したがって、広報活動等によって関心を引き出していくしか道はないように思われる。制度施行当時、「裁判所においては、裁判員制度実施後の今、制度の定着に向けて、裁判員経験者の声を発信していくなど、引き続き広報活動を行っていく必要があると考えている」⁽⁷¹⁾という声も聞かれていた。しかしながら、裁判員制度施行後は、裁判所が制度の運用に注力していたこともあってか、充実した広報活動が行われていたとは言えない。今後は、裁判所を中心とした広報活動にもう一度力を入れていく必要がある。そして、この広報活動において重要なのは、裁判員経験者の声を届けることであろう⁽⁷²⁾。やはり同じ市民として裁判員裁判を経験した者の声は説得力があるし、同じ市民であればこそ気づく戸惑いや悩みなどもあると思われる。「真摯に刑事裁判に向き合った裁判員経験者の話を『次の裁判員になるかもしれない』多くの人々に経験を共有し、バトンをつなぐしくみが重要なのである」⁽⁷³⁾。残念ながら、現在その「しくみ」は存在しない。全国の地方裁判所では、裁判員経験者との意見交換会を定期的に開催しているが、出席できるのは法曹三者と報道関係者だけであり、その結果もHP上で公表されているだけである⁽⁷⁴⁾⁽⁷⁵⁾。これでは、

⁽⁷⁰⁾ 文部科学省『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 公民編』(2018年)60頁。

⁽⁷¹⁾ 河本雅也「裁判員制度実施に向けた取組の概要」法律のひろば編集部編『裁判員裁判の実務』(2009年、ぎょうせい)23頁。

⁽⁷²⁾ 川出教授も、辞退率上昇・出席率低下の要因のうち、裁判員裁判に対する国民の関心の低下に関しては、「一般の国民に裁判員経験者の声を届ける機会を設けるなどの積極的な公表活動を進めていくことが必要であろう」とされている(川出敏裕「裁判員制度施行10年」『法律のひろば』72巻7号(2019年)12頁)。

⁽⁷³⁾ 大城聡＝坂上暢幸「裁判員経験者の体験」濱田邦夫＝小池振一郎＝牧野茂編著『裁判員裁判のいま—市民参加の裁判員制度7年経過の検証—』(2017年、成文堂)23頁。

⁽⁷⁴⁾ 例えば、青森地裁の意見交換会の様子は、「裁判員経験者の意見交換会議事概要」として、HP上に公開されている(<http://www.courts.go.jp/aomori/saibanin/ikenkoukan/index.html>) (最終アクセス日:2019年12月1日)。なお、意見交換会の趣旨としては、①裁判員を経験された人たちから率直な意見や感想を聞いて、今後の裁判員裁判の運用の参考にすること、②これから裁判員裁判に参加される県民に、直接経験した人たちの生の声を伝えることで、裁判員裁判に対する理解を深めてもらうこととされているが、少なくとも後者の意味は、HPへの公開だけでは不十分であろう。

⁽⁷⁵⁾ 裁判員経験者の直接の経験談を掲載している書籍等も、田口真義『裁判員のあたまの中—14人のはじめて物語』(2013年、現代人文社)7-177頁、牧野茂「3名の裁判員体験談」濱田邦夫＝小池振一郎＝牧野茂編著『裁判員裁判のいま—市民参加の裁判員制度7年経過の検証—』(2017年、成文堂)26頁以下、西村寛子＝堀内美穂「臨床心理士から見た裁判員裁判」同書62頁以下、飯考行＝裁判員ラウンジ編著『あなたも明日は裁判員!』

広く多くの市民に知ってもらうことは難しいであろう。飯教授も指摘されているように、裁判所が中心となって広く裁判員経験者の声を“直接”市民に届ける場を積極的に設けていくべきであろう⁽⁷⁶⁾。

(2)地理的条件

現在、裁判員裁判は、原則として地方裁判所本庁で行われている。ただ、立川や小田原などの10の支部に関しては、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則2条等により裁判員裁判が実施されることとなっている。青森県内の裁判員裁判は青森市にある青森地方裁判所でのみ行われている。したがって、下北半島に住んでいる人も西海岸側に住んでいる人も裁判員に選任されれば青森市に来なければならない。もちろん、裁判員法11条には、「裁判員及び補充裁判員には、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する」と規定されていて宿泊も想定されているが、範囲は限られており、遠方の裁判員には負担になるものと思われる。

物理的な距離もさることながら、青森県は公共交通機関が脆弱であり、交通の便があまり良くない状況にある。加えて、とくに冬場の津軽地方は雪が降ると交通機関が麻痺してしまうこともある。例えば、弘前市から青森市までは、JRを利用すれば1時間弱であり、弘前市在住の人が裁判員に選任された場合、宿泊の対象にはならない。しかし、冬場は、降雪等の影響でJRをはじめとする公共交通機関が遅延したり、場合によっては停止してしまうこともある。実際に、青森の裁判員経験者であるA氏によれば、判決言い渡しの日に、2人の弁護人が交通障害で時間に間に合わず、弁護人がいない状態で判決言い渡しが行われたそうである⁽⁷⁷⁾。もちろん、裁判所もこのようなケースにはある程度柔軟に対応できるようにはなっているのであるが、十分であるとは言えない。

制度的には全国一律で基準を設けざるを得ない側面はあるが、一方で各地域の特色を踏まえた柔軟な対応を、今後も検討していく必要があるように思われる。国民の司法参加をより進めていくのであれば、利便性も向上させなければならないであろう。例えば、現在は全国で10か所に止まっているが、支部で裁判員裁判を行えるような整備を考えてもいいのではないだろうか。

(2019年、日本評論社)88頁以下など一部に止まる。

⁽⁷⁶⁾ 飯考行「裁判員裁判・この人間的なるもの—10年間の実施状況からあらためて考える」『法学セミナー』777号(2019年)17頁。

⁽⁷⁷⁾ A氏は、青森46例目の強盗致傷事件の補充裁判員を務められた裁判員経験者である。1回目のインタビューは、2016年7月6日(木)16:00~18:30に、弘前大学で行われた。

(3)職場の理解

青森の裁判員経験者A氏は、裁判員に選任された際、職場の上司に報告すると「断れないの?」「本当に仕事を休むの?」と言われたそうである⁽⁷⁸⁾。このエピソードの問題点は、2つある。1つは、職場の上司に対して、裁判員であるA氏自らが説明をしている点、そしてもう1つは、職場の上司が、A氏に対して、裁判員となることを思い止まらせようとしているかの言動をしている点である。

前者に関しては、裁判所から直接勤め先に通知等を送ることはなく、裁判員に選任証明書のような書面を渡し、これを持って裁判員が勤め先と休暇等の交渉を行うことになっている。A氏のケースのように、上司から辞退することをほのめかされることも十分にあり得るのである。この点、裁判員経験者の一人が、裁判員制度の改善案の一つとして「選任された方たちの勤務・雇用先へ、協力要請書を裁判所から直接送付すること」を提言されている⁽⁷⁹⁾。非常に興味深い提言である。手続きの煩雑さや経費の問題、選任されてから第1回公判期日までの時間の不足など問題点はあるものの、裁判員の出席を確保するためには、検討するに値する提言であるように思われる。

後者に関しては、今回のケースは辞退を強要したとまでは言えないものの⁽⁸⁰⁾、このような発言が出てくること自体、職場において十分な理解が得られていないことの証左と言える。職場での理解を促進する取り組みが必要であろう。

職場の理解に関しては、休暇の問題もある。いわゆる「裁判員休暇」が制度化されているところもあるが、対応はそれぞれの職場で異なっているようであり、裁判員経験者であるB氏にお話を伺った際にも、会社側から「有給扱いはできない」と言われたそうである⁽⁸¹⁾。青森の裁判員経験者であるC氏は、インタビューの中で、裁判員制度を維持するためには、「胸を張って休むことができる環境を整えることが必要である」と話されていたが⁽⁸²⁾、まさにその通り

⁽⁷⁸⁾ 2018年11月5日(月)14:00~15:50に、弘前大学で行われたA氏の2回目の裁判員経験者インタビューでの発言。

⁽⁷⁹⁾ 飯ほか・前掲注(5)40頁〔高橋氏の発言〕。

⁽⁸⁰⁾ 労働基準法7条に「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。」と規定されていることを受けて、法務省の「従業員の方が裁判員等を選ばれた場合のQ&A」には、「なお、労働基準法第7条において、労働者が裁判員の職務を遂行するために必要な時間を請求した場合には、使用者は拒んではならないとされていることから、参加の意思を持っている労働者に対して、当該労働者と協議をした使用者が辞退を強要することはできないと考えられます。」と書かれている(法務省HP「従業員の方が裁判員等を選ばれた場合のQ&A」(http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_qa_others.html)(最終アクセス日:2019年12月1日))。

⁽⁸¹⁾ B氏は、青森8例目の現住建造物等放火事件の裁判員を務められた裁判員経験者である。インタビューは、2014年9月16日(火)12:55~14:55に、弘前大学で行われた。

⁽⁸²⁾ C氏は、青森32例目の殺人事件の裁判員を務められた裁判員経験者である。インタビューは、2018年11月5日(月)10:00~11:45に、弘前大学で行われた。C氏へのインタビューは、これが2回目であった。な

であろう。

制度が施行されてから、職場環境の整備の問題は、企業等ごとの対応に任されてきたところがあるが、制度整備の状況など、しっかりとした調査を行った上で、対応を考えていく必要があるように思われる。同時に、広報活動で言及したことにも重なるが、裁判所が積極的に企業等に制度説明の機会などを設けていくことも必要であろう。

(4)裁判員の負担

裁判員の負担、とくに精神的負担が話題となると、つねに「刺激証拠」の問題がクローズアップされる⁽⁸³⁾。これには、裁判員の職務を務めた原告が、その職務を務めたことにより急性ストレス障害を発症したとして国家賠償法に基づく請求を求めた事件⁽⁸⁴⁾が影響していることは間違いない。このような重篤な精神的負担のケアが必要なのは言うまでもないが、そこにまでは至らない、あるいはどこに原因があるか分からないが、心に引っかかっているものがあるような裁判員経験者のケアにも目を向けるべきである。

青森の裁判員経験者であるD氏は、罪名に関する疑問が解消できないまま、質問できないまま裁判を終えたことへの後悔があり、それを裁判員裁判が終わってから5年の間抱えていた⁽⁸⁵⁾。また、函館の裁判員経験者であるE氏は、裁判員の任務が終了した後、「裁判員制度の意味はあるのか」「私たちは必要だったのか」と感じたという。この思いを抱きつつ、誰に聞くこともできないままであったそうである⁽⁸⁶⁾。D氏やE氏の疑問を解消するためには、自由に発言できる環境での裁判員経験者による意見交換会に実務家や研究者が同席し、質問に応じながら意見交換をしていくことが、最良の手段であるように思われる。前述したような裁判員の経験を語る場は、裁判員経験者のケアの場ともなり得るのである。

裁判員の負担の問題は、裁判員を務める日程とも関係がある。平均実審理予定日数（公判・評議・判決などが予定されている日数の合計）は、2009年が3.4日、2010年が4.2日であったものが、2018年には6.5日、2019年は6.4日となっている⁽⁸⁷⁾。一見すると裁判員が実際に職務に

お、2014年9月26日（金）15：55～17：25に、弘前大学で行われたC氏の1回目のインタビューでも、C氏は、裁判員に参加できるように職場環境を整備しないと「仕事があるから」と裁判員をパスするようになると懸念を示されていた。

⁽⁸³⁾ 例えば、最高裁判所事務総局・前掲注(2)10頁、19頁など。

⁽⁸⁴⁾ 第一審（福島地判平26・9・30判時2240号119頁）、控訴審（仙台高判平27・10・29判時2281号74頁）とも請求を棄却し、最高裁も上告を棄却している（最決平28・10・25（Westlaw Japan 文献番号 2016WLJPCA10256009））。

⁽⁸⁵⁾ D氏は、青森2例目の強盗致傷事件の裁判員を務められた裁判員経験者である。インタビューは、2014年10月22日（水）10：10～13：40に、D氏のご自宅に伺って行われた。

⁽⁸⁶⁾ E氏は、函館地裁において殺人未遂事件の裁判員を務められた裁判員経験者である。インタビューは、2016年10月17日（月）13：00～17：30に1回目が、2018年5月28日（月）13：00～15：30に2回目が、それぞれ弘前大学で行われた。

⁽⁸⁷⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)40頁図表14参照。

当たる日が増え、負担が増加しているように見える。しかし、一方で、平均開廷時間は、2009年が526.9分、2010年が649.6分であるのに対して、2018年は640.4分、2019年も640.3分となっている⁽⁸⁸⁾。制度施行年は、平均開廷時間も少なかったが、2年目以降は、大きな変化はない。ここからは、開廷日数は増えているものの、裁判員の負担に配慮して1日の開廷時間を極力抑えるようにしていることが見て取れる。実際に、1期日当たりの平均開廷時間も徐々に短縮していることが分かっている⁽⁸⁹⁾。一方で、平均評議時間は増加しており⁽⁹⁰⁾、一見すると裁判員の負担が増えているようにも思われるが、評議時間が短かったとする裁判員の意見なども考慮して評議時間を長めに設定しているのであれば⁽⁹¹⁾、むしろ裁判員の負担を軽減する方向で運用が見直されていると考えることができる。

また、選任手続きから第1回公判までの期間も、裁判員には重要であるように思われる。青森県を例にとると1例目は、第1回公判の前日午後に選任手続きが行われていた。また2例目は第1回公判期日の午前に選任手続きが行われ、その日の午後には公判が始まっていた。制度施行当初は、このような運用が一般的であった⁽⁹²⁾。裁判員に選任されてから判決までの期間は短くなるものの、仕事の調整や心の準備などの期間としては十分でなく、裁判員にとってはかえって負担が増すことにもなりかねなかった。現在の青森地裁は、第1回公判期日の前週の水曜日に選任手続きを行い、翌週の週明け月曜日から火曜日から公判が始まるという形が一般的となっている。全国的にも選任手続きと第1回公判期日を別日とする運用がなされているようである⁽⁹³⁾。

証拠に関しても検討しなければならない課題はある。「精密司法から核心司法へ」「公判中心主義へ」という流れの中で、書証の厳選ないし大幅な圧縮、人証中心の立証へ転換が進んでいる。しかし、証拠を必要最小限に限定することで、かえって裁判員にとっては判断材料が不足するという事態も生じている。例えば、ある裁判員経験者は、「欲を言えば、公判では触れられなかった被告人の人物像、彼が何を考え、どのような人生を送ってきたのかを聞いたかった。彼が犯行に及んだ表面的な理由ではなく、本質的な要因が分からなければ、反省や更生は難しいのではと思ったからだ⁽⁹⁴⁾」と述べている。また、函館の裁判員経験者であるE氏も、動機がハッキリ分からず、被告人の人となりに関する証拠も情状証人もなかったため被告人がどのよ

⁽⁸⁸⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)39頁図表13参照。

⁽⁸⁹⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)41頁図表15参照。

⁽⁹⁰⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)39頁図表13参照。

⁽⁹¹⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)15頁。

⁽⁹²⁾ B氏が裁判員を務められた32例目も、第1回公判期日の前週の金曜日に選任手続きが行われ、週明け月曜日から公判が始まっており、週末を挟むため会社などに相談できなかったと仰っていた(B氏の2回目のインタビューでの発言)。

⁽⁹³⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注(2)37頁図表11参照。

⁽⁹⁴⁾ 山口威「裁判員のこころの動きと心理的負担—臨床心理士としての体験を通じて」『法学セミナー』777号(2019年)20頁。

うな人生を送ってきたかも分からず、判断に苦勞したと述べていた⁽⁹⁵⁾。犯罪事実そのもの証明に関しては、証拠を厳選して示すというスタンスで差し支えないと思われるが、量刑を判断する際の証拠に関しては、もう少し検討する余地があるように思われる。

5. おわりに

これまで検討してきたように、2001年の司法制度改革審議会意見書で骨格が示された裁判員制度は、ほぼそのままの形で現実化され、おおむね順調に運営されている。しかし、まだまだ多くの課題が残されており、それらの課題の中には、職場での理解を得たり、裁判員の負担を軽減できるようなよりきめ細やかな取り組みや、地域の諸条件を考慮した画一的でない取り組みなどが求められるものもある。いずれも、裁判員制度への関心を高めるためには必要な取り組みであり、ひいては出席率上昇、辞退率低下に結びつく取り組みであると思われる。「現在の辞退率は、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすレベルには至っていない」と楽観的に考えて現状で止まることなく、裁判所、法務省などが中心となって対策を講じていく必要がある。

今後の課題として大きいのは、裁判員経験者の声をどのように活かしていくかという点である。これは、裁判員経験者の経験を次の経験者に繋いでいくという意味もあるが、もう一方で、裁判員経験者がその職務の中で考えた被告人のこゝと、犯罪のこゝとを社会の中にどう還元していくかという意味もある。裁判員制度ができたことにより、市民が直接被告人（犯罪者）に触れ、間接的に犯罪に触れることが可能となった。このことによって、市民にとってはテレビの中の出来事、遠い世界の出来事のように捉えられていた犯罪現象が、より身近なものとして、自分の住んでいる地域のものとして捉えることができるようになってはいるはずである。この経験を社会の中で共有できるしくみを今後作っていく必要があるだろう。

裁判員制度が施行されて10年目を迎えるに当たって、地方紙の取材を受けた際、筆者は必ず「まだ10年目である」ということをくり返し伝えてきた。10年を経てある程度社会に定着したとされる裁判員制度であるが、まだまだ市民が参加しやすい制度とは言い難い。裁判員裁判に参加して、問題点等を感じている裁判員経験者の声に耳を傾けながら、制度の見直しを進めていく必要があるだろう。

[追記]

青森91例目の無罪判決は、検察官側から控訴がなされていたが、2019年12月3日に仙台高裁で控訴が棄却された。その後、仙台高検が上告しなかったため、同年12月18日に無罪判決が確定した。

⁽⁹⁵⁾ E氏の1回目のインタビューでの発言。